

つくば市監査公表第8号

令和元年（2019年）7月31日

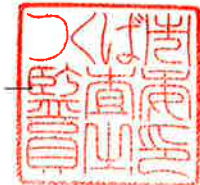
つくば市監査委員 萩谷 孝男



つくば市監査委員 宮本 孝男



つくば市監査委員 滝口 隆一



地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 宮本 孝男

つくば市監査委員 滝口 隆一

第2 監査等の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

### 第3 監査等の実施期間及び実施場所

- 1 実施期間 2019年4月5日から2019年7月30日まで
- 2 実施場所 大曾根児童館

### 第4 監査等の対象

地方自治法第244条の2第3項及びつくば市立児童館条例第23条第1項の規定に基づき、公の施設の管理運営に関する業務を行っている者

- 1 公の施設 大曾根児童館
- 2 所管部局 こども部こども育成課
- 3 指定管理者 NPO 法人茨城 YMCA

### 第5 監査等対象の事項及び範囲

平成30年度（2018年度）公の施設の指定管理に係る出納事務及び管理運営業務の執行

### 第6 監査等の目的、着眼点及び実施方法

支出された公金が、目的どおり適正に運用されているかどうか、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び指定管理者からの説明を聴取するなどの方法で監査を実施した。

- 1 所管課着眼点
  - (1) 団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
  - (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
  - (3) 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
  - (4) 協定事項には、必要事項が適正に記載されているか。
  - (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正に行われて

いるか。

(6) 事業報告の点検は適切に行われているか。

(7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

## 2 指定管理者着眼点

(1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

(2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。

(4) 利用促進のための努力は行われているか。

(5) 収支会計経理は適正に行われているか。他の事業との会計区分は明確になっているか。

(6) 出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適正か。

(7) 公の施設の管理に係る管理規定、経理規定等の諸規定は整備されているか。

## 第7 指定管理の概要

- 1 指定管理施設名 大曾根児童館
- 2 指定管理者名 NPO 法人茨城 YMCA
- 3 議会の議決 平成29年(2017年)12月15日
- 4 指定管理者の指定 平成30年(2018年)1月18日(告示日)
- 5 協定の締結 平成30年(2018年)2月23日(締結日)
- 6 指定管理期間 2018年4月1日～2023年3月31日(5年間)
- 7 指定管理料 28,000,000円(年度協定額)

## 第8 業務の範囲

- 1 管理施設の使用許可に関する業務

- 2 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- 3 管理施設等の維持管理に関する業務
- 4 前各号に掲げるもののほか、市長または指定管理者が必要と認める業務

## 第9 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿っておおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、要望事項については、下記のとおりであるので、適切な対応を検討され、適正な事務の執行に努められたい。

### 1 要望事項

(所管課)

- (1) 事務室の現金の保管場所として、耐火金庫が必要と思われるので購入を検討されたい。
- (2) 誰でも自由に入出りできる施設であるため、不審者対策が必要と思われる。監視カメラの設置を検討されたい。
- (3) NPO 法人茨城 YMCA は法人税の実費弁償確認申請をしているため利益が出せない法人である。そのため、突発的な支出があった場合や人件費等が上がった場合は、法人の持ち出しで対処しなければならない。当該法人が実費弁償で経営を行うならば、余裕を持った指定管理料の算定をすべきと考える。

(指定管理者)

- (1) 会計担当者が入力した会計帳簿と、通帳及び現金支払領収書のチェックの精度を上げていただきたい。

- (2) 事務室の現金は、お金を入れる小さな箱とメモによって管理されている。入金「いつ」「誰から」「いくらあったか」がわかるように簡易的な入金帳をつけていただきたい。また、現金については耐火金庫に入れて管理することが望ましい。
- (3) 自主事業収入に対して支出が超過しており、ほとんど自主事業が機能していない状態である。本来、自主事業とは、指定管理者が独自の発想とノウハウで収入を増やすことで、事業者が潤うと同時に地域住民の支持を得るためのものであるが、NPO 法人茨城 YMCA の場合、法人税の実費弁償確認申請をしているために自主事業で利益を出すことは考えていないと思われる。法人の存続繁栄のためには、利益を出す方法を見出していくことが不可欠である。今後は、認定を取得し、みなし寄付金の税優遇で経営することも検討されたい。